

公職選挙法第二五三条の二に該当する事件の記録の取扱について

昭和30年4月23日訟一第205号高等裁判所
長官および地方裁判所長あて訟廷部長事務取扱通
達

標記事件については、特に迅速な処理を図る必要がありますので（昭和三〇年四月二三
日付最高裁判所刑一第六七号事務総長通達参照）、事件記録にもその旨を明らかにすること
といたしましたく、現在係属中および今後係属する右事件の記録には、表紙の上部欄外に
「要急事件」と朱記することにして下さい。

なお、併合分離等により記録の編成に異動がある場合には、右について記載漏れのない
ように注意されたく、念のため申し添えます。